

5 学 校 訪 問

1 学校訪問の目的

秋田県「学校教育の指針」を基調とし、「南の学校教育の重点」(p 5, 6)等に基づいて指導や助言、援助を行うことにより、「本県学校教育が目指すもの」の達成のために、それぞれの地域や学校の実情に応じた、豊かで活力のある教育活動の具現化に資する。

2 実り豊かな研修のために

(1) 全般についての留意点

- ・訪問期日の設定に当たっては、計画的、継続的な研究になるよう、1年間の研修の流れの中に効果的に位置付けること（一定の期間に集中しないよう留意すること）
- ・自校の研修のねらいや推進状況等に応じて、研究授業及び研究協議等の研修内容・日程等を適切に定め、研修が充実し成果が上がるよう工夫すること
- ・学校全体における研修となるよう、研究協議の参加者を検討したり協議内容の共有方法を工夫したりするなどし、校内研修の充実を図ること（他学年や他教科の実践を互いに生かしながら、研修を充実させることができるよう配慮すること）
- ・幼保・小・中の連携や小学校間及び中学校間の連携を深めるために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や同一中学校区内の小・中学校で育成を目指す資質・能力を共有したり、実態把握のための情報交換をしたりするなどして交流を図り、指導を工夫すること

(2) 訪問関係事前相談について

- ・研究を進めたり指導案を作成したりする上での悩みや疑問等が生じた場合は、訪問する指導主事に電話等で問い合わせるなどして、当日の研修が有益なものとなるようにすること

3 学校訪問の形態、内容等について

(1) 所長等訪問 ※旅費は県教育委員会が負担

内 容（訪 問 者）	留 意 点
学校経営全般についての指導や助言に当たる （所長，出張所長他）	・学校経営説明及び全教員の授業提示を行うこと ・日程や内容等は副主幹，管理主事が市町村教育委員会を通じて連絡する

(2) 計画訪問（各学校の学級数や研修状況等を考慮し，教育事務所等で訪問人数等を指定する訪問）

※旅費は県教育委員会又は市町教育委員会が負担

形 態	内 容（訪 問 者）	留 意 点	送 付 資 料
指定校訪問	指定校等に対し，研究の内容，推進の仕方などについて指導や助言に当たる （指定校担当指導主事等）	・指定領域に関わる研究内容の説明，教科等の授業提示及び全体研修会等を行うこと ・教育庁の担当課指導主事等及び南教育事務所主任指導主事も訪問する場合がある	☐ 指導案 ☐ 訪問当日の日程
少人数学習等加配校訪問	指導方法の工夫改善に係る加配校等に対し，指導と運用の在り方について指導や助言に当たる （少人数学習担当指導主事等）	・特定授業（少人数指導又はT Tによる授業），少人数学習等に関わる質疑応答及び指導助言の時間を，各1時間設定すること ・小学校においては，特定授業は算数とすること ・目的に沿った内容となるよう，日程等について，訪問する指導主事と訪問の3週間前までに連絡をとること	☐ 指導案 ☐ 訪問当日の日程 ☐ 状況説明で使用する資料
※留意点と送付資料についての詳細は，当該校に配付する「令和3年度少人数学習等加配校訪問について」を参照すること			

児童生徒支援加配校訪問	児童生徒支援加配校・生徒指導専任加配校・養護教諭加配校に対し、指導と運用の在り方について指導や助言に当たる (生徒指導担当指導主事等) ※原則として10学級以上の学校は、全学級の授業提示を2時間に分けて設定する	・全学級の授業提示と生徒指導の取組状況及び加配教員の運用状況の説明等を行うこと ・目的に沿った内容となるよう、日程や全体研修会等について、生徒指導担当指導主事と訪問の3週間前までに連絡をとること ・原則として、2年に1回は全体研修会を開催すること ・特別支援教育担当の指導主事が同行する場合がある	☐ 訪問当日の日程及び授業一覧 ☐ 状況説明で使用する資料 ☐ 加配教諭（養護教諭を除く）の週の担当時間が分かる資料
生徒指導訪問	生徒指導上の課題及び学校が抱える生徒指導上の諸問題等について指導や助言に当たる (生徒指導担当指導主事等) ※原則として10学級以上の学校は、全学級の授業提示を2時間に分けて設定する	・全学級の授業提示及び全体研修会等を行うこと ・目的に沿った内容となるよう、日程や全体研修会等について、生徒指導担当指導主事と訪問の3週間前までに連絡をとること ・特別支援教育担当の指導主事や社会教育主事が同行する場合がある	☐ 訪問当日の日程及び授業一覧 ☐ 全体研修で使用する資料
特別支援学級等新設校訪問	特別支援学級（通級指導教室を含む）が新設された学校に対し、教育課程の確認、学級経営や指導力向上に向けた指導や助言に当たる (特別支援教育担当指導主事)	・対象学級の授業提示及び授業研究会、研修会の内容の共有方法を工夫すること ※「特別支援教育セミナー」や「特別支援学級スキルアップ授業研修」と併せて実施することもできる	☐ 指導案 ☐ 訪問当日の日程 ☐ 個別の指導計画 ☐ 年間指導計画
教科等訪問	各教科等や特別支援教育の指導の在り方について、「学校教育の指針」等に照らして指導や助言に当たる (教科等担当／特別支援教育担当指導主事)	・対象となる教科等や特別支援教育の経営説明及び授業提示、教科等研修会を行うこと ・教科等における自校の共通実践事項の取組について説明すること ・地域との連携に関する助言等を行うために、社会教育主事が同行する場合がある ※特別支援教育の訪問については「特別支援教育セミナー」や「特別支援学級スキルアップ授業研修」と併せて実施することもできる	☐ 指導案 ☐ 訪問当日の日程 ☐ 当該教科等の年間指導計画 ☐ 道徳教育全体計画の別葉（道徳科） ☐ 個別の指導計画（特別支援教育）
中堅教諭等資質向上研修・初任者研修修了者訪問	中堅教諭等資質向上研修修了者に対しては修了後2年以内に、初任者研修修了者に対しては修了次年度に、授業等への指導や助言に当たる (教科等担当指導主事)	・対象となる教員の授業提示及び教科等研修会を行うこと ※令和2年度の中堅研事務所研修Ⅱの際に授業を提示した教員、中堅研及び初任研の当該年度に、指導主事訪問の際に授業を提示した教員は除く	☐ 教科等訪問に準ずる

※送付資料はPDFファイルにして、訪問する指導主事のメールアドレス宛てに、訪問日の1週間前までに送付すること。ただし、次の資料については個人情報が含まれるため、電子メールでの送付を不可とし、訪問する指導主事の私宅宛てに送付すること。

- ・「児童生徒支援加配校訪問」「生徒指導訪問」の個人情報が含まれる資料
- ・「特別支援学級新設校訪問」「教科等訪問特別支援教育」の送付資料

(3) 学力向上推進班・チームによる学校訪問（詳しくは、同班・チームによる学校訪問実施要項を参照のこと）

※旅費は県教育委員会が負担

形 態	内 容（訪 問 者）	留 意 点	送 付 資 料
要請訪問A （国語，算数・ 数学，理科， 外国語活動・ 外国語）	各学校の研修計画に基づく要請 に応じ，指導や助言に当たる （*1「推進チーム」指導主事等）	・次の二つの内容について指 導や助言が可能である ①授業改善の推進 ②テーマ研究（自校の研究 主題等）の支援	①を希望する場合 ☐ 研究計画 ☐ 指導案（本時の指導 の実際が分かる略案 も可とするが単元の 全体計画が分かる資 料を添付すること） ☐ 訪問当日の日程
要請訪問B （国語，算数・ 数学，理科， 外国語活動・ 外国語）	1年間を通して，継続的に学力 向上に向けた授業研修を希望する 各学校の要請に応じ，指導や助言 に当たる （*2「推進班」指導主事）	・①を中心とするが，①，② の両方を希望する場合は， 学校訪問担当者にその旨を 連絡すること ・要請訪問Bは，年2回程度 の訪問を行う	①，②を希望する場合 上記のものに加えて ☐ 研究実践の概要 ☐ 成果と課題
要請訪問C （国語，算数・ 数学）	本県で認定している教科指導C T（前任者も含む）による授業提 示等を希望する各市町村や各地区 の教育研究会等の要請に応じ，指 導や助言に当たる （*1「推進チーム」指導主事等）	・要請訪問Bの訪問期日につ いては推進班が必要に応じ て各学校と協議の上，決定 する	

*1「推進チーム」…義務教育課，各教育事務所・出張所，高校教育課，総合教育センターの国語，算
数・数学，理科，外国語担当の指導主事等

*2「推 進 班」…義務教育課学力向上推進班

(4) 特別支援教育（詳しくは「特別支援教育の研修案内」を参照のこと）

※旅費は県教育委員会が負担

形 態	内 容（訪 問 者）	留 意 点	送 付 資 料
特別支援教育 セミナー	担当教員の実践的指導力の向上 や校内支援体制の充実に向けた指 導や助言に当たる （特別支援教育担当指導主事等）	・対象学級の授業提示を行う ・セミナーの目的が達成でき るよう日程及び内容につい て十分に工夫すること	☐ 実施計画書 ☐ 指導案 ☐ 個別の指導計画 ☐ 特別支援教育の 年間計画
特別支援学級 スキルアップ 授業研修	知的障害及び自閉症・情緒障害 特別支援学級担任として1年以上 の経験がある担当教員の授業力向 上に向けた指導や助言に当たる （特別支援教育担当指導主事等）	・2回（事前の学習指導案検 討と授業提示）の訪問を行 う ・学習指導案検討と授業提示 は可能な限り2週間以上空 けること	☐ 実施計画書 ☐ 指導案 ☐ 個別の指導計画
特別支援教育 支援員配置校 研修	対象児童生徒への支援や担任と 支援員との連携の在り方について 指導や助言に当たる （特別支援教育担当指導主事又は 特別支援教育アドバイザー）	・授業参観を日程に組み込む こと ・特別支援教育支援員と学級 担任との個別協議をできる 限り設定すること	☐ 実施計画書 ☐ 個別の指導計画 ☐ 指導支援表（研 修希望校に様式 を送付）

(5) 要請訪問

※旅費は市町村教育委員会又は研究団体等が負担

内 容（訪 問 者）	留 意 点	送 付 資 料
各学校，県・市町村・地区研究 団体等が開催する研究会等の要請 に応じ，指導や助言に当たる （教科等担当／生徒指導担当／特 別支援教育担当指導主事）	・自校の研修計画に基づく必要性を明確にし， 訪問の要請をすること ・教科等に関わる授業研究会や実技研修の設定 も可能である ・県・市町村・地区研究団体等の研究会への要 請は当該研究団体が南教育事務所に申請す ること	☐ 指導案 ☐ 訪問当日の日程 ☐ 研究団体の研究主 題等 ☐ その他学校で準備 する資料